

令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導各サービス編

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 令和6年度集団指導について

- ・令和6年度集団指導について(P3)
- ・緊急連絡先の登録について (P4)

2 各種お知らせ等

- ・障害福祉課からのお知らせ (P6)
- ・療育支援課からのお知らせ (P22)

3 令和6年度基準改正及び報酬改定について (全サービス共通編)

- ・全サービス共通(P31)

4 令和6年度基準改正及び報酬改定について (各サービス編)

- ・訪問系 (P61) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・相談系 (P69) ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
- ・通所・入所系 (P87) ※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
- ・グループホーム等 (P130) ※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所 (共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設)
- ・児童系 (P165) ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

共同生活援助の支援内容の拡大 (介護サービス包括型)

概要

グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援が求められていることを踏まえ、グループホームの支援内容を拡大

●基本方針（介護サービス包括型）

【現行】

- ・相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助

【見直し後】

- ・相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助
- ・居宅における自立した日常生活への移行、及び移行後の定着に関する相談
- ・住宅の確保における援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

根拠法令等

基準省令 第207条

共同生活援助の支援内容の拡大 (日中サービス支援型・外部サービス利用型)

概要

グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援が求められていることを踏まえ、グループホームの支援内容を拡大

●基本方針（日中サービス支援型・外部サービス利用型）

【現行】

- ・相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助

【見直し後】

- ・相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助
- ・居宅における自立した日常生活への移行、及び移行後の定着に必要な援助

根拠法令等

基準省令 第213条の3、第213条の13

基本報酬（共同生活援助）

概要

- ・世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて「人員配置体制加算」で評価する報酬体系へ見直し。

算定要件等

【現行】世話人の配置に応じた基本報酬区分

介護サービス包括型⇒Ⅰ（４：１以上）、Ⅱ（５：１以上）、Ⅲ（６：１以上）、等

日中サービス支援型⇒Ⅰ（３：１以上）、Ⅱ（４：１以上）、Ⅲ（５：１以上）、等

外部サービス利用型⇒Ⅰ（４：１以上）、Ⅱ（５：１以上）、Ⅲ（６：１以上）、等



【見直し後】基本報酬区分は一本化

介護サービス包括型⇒Ⅰ（６：１以上） ※Ⅱは体験利用

日中サービス支援型⇒Ⅰ（５：１以上） ※Ⅱは体験利用

外部サービス利用型⇒Ⅰ（６：１以上）等 ※Ⅲは体験利用

基本報酬（共同生活援助）

個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い （介護サービス包括型、日中サービス支援型）

令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合には、基本報酬を減算する。

算定要件等

【現行】

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。



【見直し後】

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問33、(VOL.3)問11

人員配置体制加算①【新設】

概要

基準上置くべき世話人及び生活支援員（以下世話人等という）に加え、特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者数に応じて一定数の世話人等を加配した場合に算定。

算定要件等

介護サービス包括型

人員配置体制加算Ⅰ（特定従業者数換算方法で12：1の世話人等を配置）

人員配置体制加算Ⅱ（特定従業者数換算方法で30：1の世話人等を配置）

日中サービス支援型

人員配置体制加算Ⅴ（特定従業者数換算方法で7.5：1の世話人等を配置）

人員配置体制加算Ⅵ（特定従業者数換算方法で20：1の世話人等を配置）

外部サービス利用型

人員配置体制加算ⅩⅢ（特定従業者数換算方法で12：1の世話人を配置）

人員配置体制加算ⅩⅣ（特定従業者数換算方法で30：1の世話人を配置）

人員配置体制加算②【新設】

特定従業者数換算方法（留意事項通知 抜粋）

当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する「指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40 時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。

※これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※労働基準法第34条第1項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めることとして差し支えない。

📖 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問36、37

地域との連携等①

概要

地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ※令和7年4月1日より義務化

要件

【事業所がやるべきこと】

- ①利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「**地域連携推進会議**」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける
 - ②地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設ける
 - ③地域連携推進会議等での報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する（日中サービス支援型は、協議会等にも報告する）。
- ※サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を行っている場合は、地域連携推進会議の設置等に代えることができる。

地域との連携等②

地域連携推進会議について

- ・地域連携推進会議は、各事業所が自ら設置し、おおむね年1回以上開催すること。
 - ・このほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。なお、複数住居を設置している場合は、全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとに見学の機会を設定しなければならない。
 - 居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得たうえで行うこと。
 - ・地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができる。
 - 厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。
 - ・地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。
 - ・地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。
- 📖 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問48、49、(VOL.3)問12

地域との連携等②

地域連携推進会議について

☞ 船橋市HP（地域連携推進会議について）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougai/sha/003/01/p128558.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 障害者支援 > 障害福祉サービス・地域生活支援サービス > 障害福祉サービス > 地域連携推進会議について

➤ 根拠法令

基準省令 第210条の7（介護）、213条の10（日中）、第213の条の22により準用される第210条の7（外部）

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

概要

共同生活住居の利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、

- ・ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、新興感染症発生時等の対応について協議を行わなければならない。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問16

要件等

取り決めの内容

- ・ 流行初期期間経過後において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うこと、等

根拠法令等

基準省令 第212条の4第3項、第4項（第213条の11及び第213条の22にて準用する場合を含む）

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (通所系、施設入所支援、共同生活援助)

概要

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、さまざまなコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い体制をとっている事業所をさらに評価する。【拡充】

算定要件

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日【新設】

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

(※旧「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」)

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

高次脳機能障害者支援体制加算 (通所系、施設入所支援、共同生活援助)

概要

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価 41単位/月 【新設】

算定要件等

- ・ 高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上
- ・ 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、基準上の人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。
- ・ 上記に規定する者を配置している旨を公表していること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問9.10.11.12

重度障害者支援加算Ⅰ・Ⅱ【拡充】

概要

強度行動障害を有する者の共同生活援助における受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設

人員要件

- ①常勤換算方法で基準を超える人員が配置されていること
- ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者等であること
- ③実践研修修了者により支援計画シート等を作成すること
 - 原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3か月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと
- ④生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等である
 - ⇒支援計画シート等に基づき当該利用者に個別の支援を行い、支援記録の作成・提出を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックすること

重度障害者支援加算Ⅰ・Ⅱ【拡充】

対象者

- ・区分6かつ行動関連項目合計点数が10点以上【重度障害者支援加算Ⅰ】
- ・区分4以上かつ行動関連項目合計点数が10点以上【重度障害者支援加算Ⅱ】

中核的人材養成研修修了者の配置について

以下の要件を満たした場合、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算できる。

- ・中核的人材養成研修修了者を配置している。
 - 中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行う必要がある。
 - 中核的人材養成研修修了者については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。
- ・当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成している。
- ・区分6に該当し、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、サービスを提供している。

重度障害者支援加算Ⅰ・Ⅱ【拡充】

初期の支援に対する評価（新設）

当該加算の算定を開始した日（個別支援を開始した日）から起算して180日以内の期間について、1日につき所定単位数にさらに以下の単位を加算

重度障害者支援加算Ⅰ

+ 500単位/日

（中核的人材養成研修修了者を配置している場合は+200単位/日）

重度障害者支援加算Ⅱ

+ 400単位/日

（中核的人材養成研修修了者を配置している場合は+200単位/日）

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問9~11

日中支援加算【見直し】

概要

日中支援加算Ⅱについて、支援を提供した初日から評価を行うなど、支援の実態に応じた見直し

算定要件等

●日中支援加算Ⅰ

65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行った時

※日中支援加算Ⅰについては、従来の要件と変更なし。

●日中支援加算Ⅱ

日中活動サービスの支給決定を受けている利用者等が、心身の状況等により当該サービス等を利用できず、昼間に必要な支援を行ったとき

【現行】支援の3日目から算定可

日中サービス支援型（区分2以下に該当する利用者に限る）も対象

【見直し後】支援の初日から算定可

日中サービス支援型は対象外。

集中的支援加算（Ⅰ）①

概要

強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定共同生活援助事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援を行った場合に算定する（当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度）。

留意事項（抜粋）

- ・ 広域的支援人材の認定及び加算取得の手續等については、「**状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手續等について**」（R6.3.19こ支障第75号、障障発0319第1号）を参照すること。
- ・ 本加算は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に算定すること。
- ・ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ・ 指定共同生活援助事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

集中的支援加算（Ⅰ）②

集中的支援の取組内容

- ・ 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定共同生活援助事業所のアセスメントを行うこと。
- ・ 広域的支援人材と指定共同生活援助事業所の従業者が共同して、集中的支援実施計画を作成し、おおむね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。
- ・ 指定共同生活援助事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること。
- ・ 指定共同生活援助事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。
- ・ 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること。

集中的支援加算（Ⅱ）①

概要

強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3ヶ月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

留意事項（抜粋）

- ・当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。
- ・本加算を算定可能な指定共同生活援助事業所の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問13～17

集中的支援加算（Ⅱ）②

算定要件

- ・他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。
- ・実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。
- ・当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・集中的支援の実施内容等について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

集中的支援の取組内容

- ・広域的支援人材の支援を受けながら、以下の2点を実施すること。
 - ①広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、集中的支援実施計画を作成し、おおむね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。
 - ②重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。
- ・集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。

自立生活支援加算Ⅰ①【拡充】

概要

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ可能と見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る）の退去に向け、個別支援計画を見直した上で、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合

1000単位/月

※介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象

※【旧】自立生活支援加算⇒【新】自立生活支援加算Ⅱ（日中サービス支援型）の算定要件は現行通り

自立生活支援加算 I ②【拡充】

算定要件等

●算定期間

計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退去した日の属する月までの期間）月1回を限度。

●支援内容

以下の内容を含み、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならない。

- ・住居の確保に係る支援
- ・生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する）
- ・生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む）

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問38～42、
(VOL.3)問7、8

自立生活支援加算 I ③ 【拡充】

関係機関との連携（自立生活支援加算 I）

居住支援連携体制を確保しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、月に1回以上利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合 + 35 単位/月

利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合（当該利用者1人につき1月に1回を限度） + 500 単位/月

詳細な要件は👉留意事項通知（第二の3（7）⑫、⑬）（自立生活援助「地域居住支援体制強化推進加算」）参照

自立生活支援加算Ⅲ①【新設】

概要

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ可能と見込まれる利用者の退去に向け、次ページの基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合1日につき所定単位数を算定

利用期間が3年以内	80単位/日
利用期間が3年を超えて4年以内	72単位/日
利用期間が4年を超えて5年以内	56単位/日
利用期間が5年を超える場合	40単位/日

※介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象

自立生活支援加算Ⅲ②【新設】

算定要件等

●施設基準

- ・移行支援住居を1以上有する
- ・移行支援住居の定員が2人以上7人以下
- ・基準上置くべきサービス管理責任者に加え、専従のサービス管理責任者（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する）を1人以上（7：1以上）配置
- ・個別支援会議を開催し、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成
- ・住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を実施

●算定期間

移行支援住居入居から3年

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問43～47、(VOL.3)問8

退去後共同生活援助サービス費等【新設】①

概要（退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同援助サービス費）

共同生活援助サービス事業所を退去した利用者（入居中に自立生活支援加算Ⅰ又はⅢを算定していた者に限る）に対し、当該利用者の居宅を訪問して支援をおこなった場合に、退去日の属する月から3月以内に限り1月につき所定単位（2,000単位）を算定

算定要件等

- ①利用者の一人暮らし等への移行に向けて、個別支援計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ②おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問34、35、(VOL.3)問10、(VOL.5)問2

退去後共同生活援助サービス費等【新設】②

算定要件等（続き）

●具体的支援内容

- ①利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握
- ②生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する）
- ③生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む）
- ④協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携

ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算①

概要

障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める従業者で、障害者ピアサポート研修修了者であるもの（ピアサポーター）が、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合（利用者の退居後に行う場合は「退居後ピアサポート体制加算として算定）

（100単位/月）

算定要件等

- ①自立生活支援加算（Ⅲ）又は退去後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること
- ②障害者ピアサポート研修修了者（基礎・専門）を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）を配置していること。
- ③研修修了者により、事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- ④①～③について市に届け出ていること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問8

ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算②

留意事項（抜粋）

以下の支援を行った場合に算定すること。

- ①ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合
- ②利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）①

概要

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

算定要件

- ①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
 - ②協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
 - ③感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- ☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問16～17

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）②

留意事項（抜粋）

- ①第二種協定指定医療機関との体制を確保することについては、新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の可否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。
- ②季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。
- ③障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

概要

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

算定要件

- ・ 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出ること。
- ・ 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うこと。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問18

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

食事の提供に要する費用として利用者から徴収できる費用は、食材料費に相当する額が基本となります。

⇒食材料費として徴収した額については適切に管理し、あらかじめ徴収した食材料費の額に余剰が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還する等により、適正に取り扱う必要があります。

⇒食材料費の額等については、サービス利用開始時等において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があります。

※食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じた対応を講じる必要があります。

※利用者から徴収した食材料費に係る記録は少なくとも5年間保存が必要です（基準省令213条解釈通知）

参考通知

グループホームにおける食材料費の取扱い等について（令和5年10月20日厚生労働省事務連絡）

資料等確認報告

- ・以上にて、グループホーム等の資料掲載は終了となります。
- ・市ホームページより、各サービスの全録編を確認していただき、すべての確認が終了しましたら、船橋市オンライン申請・届出サービスにて資料等確認の報告をお願いいたします。
- ・本報告を以って令和6年度集団指導への出席と致しますので、報告漏れのないようお願いいたします。
- ・確認報告ページは下記のリンクからもご利用いただけます。

URL:https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5913

ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。